

平成23年8月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ホ)第1498号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・名古屋地方裁判所平成22年(ワ)第2278号)

口頭弁論終結日 平成23年6月15日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控訴人(1審被告)	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久保 健
同訴訟代理人弁護士	濱崎 淳子

名古屋市中

被控訴人(1審原告)	
同訴訟代理人弁護士	瀧 康 暢
	鈴木 含 美
	小出 智 加
	武川 真 弓
	丹羽 加 奈 絵

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭の借入れと返済を繰り返してきた被控訴人が、控訴人に対する弁済金のうち利息制限法所定の制限を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生しているなどとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還等を求めた事案である。

原審が被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

- 2 当事者の主張の要旨は、以下のとおり原判決を付加訂正するほかは、原判決「事実」中の「第2 当事者の主張」欄の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の付加訂正

- (1) 原判決4頁4行目の「鑑みれば、」と「被告が」との間に「仮に本件取引について17条書面及び18条書面を被控訴人に交付したことを具体的に立証する必要があるとしても、」を挿入する。
- (2) 原判決4頁6行目の「(乙7、乙10〈枝番を含む。〉)」を「(乙7の1～4、乙10の1、2、乙42の1～137、乙43の1～259)」と改める。
- (3) 原判決4頁7行目の末尾に次のとおり付加する。

「なお、店頭取引における交付書面については、当時使用されていたサンプル(乙8の1、2)を書証として提出しているが、控訴人は、400回近くにもわたるATM取引において、毎回確実に、被控訴人に対しATM領収書及びご利用明細書を交付していたのであり、わずか3回の店頭取引においてのみ領収書兼ご利用明細書を交付していないことは控訴人の業務体制から考え難い。したがって、店頭取引においても標準書式と同じ事項が記載された領収書兼ご利用明細書が被控訴人に交付されたと推認すべきである。」

- (4) 原判決4頁13行目の「その記載について、」から同20行目の末尾までを次のとおり改める。

「リボルビング方式の取引においては、具体的な支払日や支払額の決定は、

一定の最低条件を達成する限り被控訴人の意思にゆだねられているため、取引開始時点において返済期間及び返済回数を確定的に定め、これらを確定的に契約書に記載することはできない。控訴人は、平成2年9月1日改訂前の基本契約書においては、各支払期限当日又は期限前14日以内に、元金50000円以上と支払日当日までの利息を支払う旨を定め、上記改訂後の基本契約書には、返済期間及び返済回数の予定の算出方法を記載した。平成10年6月15日以降の基本契約書には最長返済回数も記載した。これらを、同じく契約書に規定されている「毎月の支払期限」と併せ読めば、毎月の支払日と各回の最低返済額、返済方法が表示されていることになる。これらの記載と、個別貸付時の明細書に記載されている残債務額を併せれば、借主は、新たな借入れを行わず毎月1回最低弁済額どおりの支払を継続した場合、少なくともいつまでにいくらを支払わねばならないか、いつまで返済を続けることになるかを容易に計算することができ、自己の債務を明確に認識して返済計画の参考とすることができたため、これらの記載は借主の利益を保護するという貸金業法17条の趣旨を満たしていた。」

- (5) 原判決4頁21行目から同22行目にかけての「貸金業法43条1項1号ないし3号」を「貸金業法17条1項1号ないし3号」と改める。
- (6) 原判決5頁1行目の「していたが、」と「その後は」との間に「こうした補充関係は当時から行政解釈や裁判例において認められ、近時の最高裁判決においても前提とされていた。控訴人は、」を挿入する。
- (7) 原判決5頁11行目の「発行する」と「17条書面」との間に「各書面が」を挿入する。
- (8) 原判決5頁20行目の「資金業者」を「貸金業者」と改める。
- (9) 原判決5頁23行目の「475号」を「475頁」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は全部理由があるから認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を付加訂正するほかは、原判決「理由」欄

の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の付加訂正

- (1) 原判決6頁16行目から同17行目にかけての「乙1, 乙5, 乙6及び乙7の1ないし4号証並びに弁論の全趣旨」を「後掲各証拠及び弁論の全趣旨」と改める。
- (2) 原判決6頁25行目の「返済回数及び最終支払日」を「返済回数, および最終支払期日」と改める。
- (3) 原判決6頁25行目から同26行目にかけての「返済回数の算出方法」を「返済回数等の算出方法」と改める。
- (4) 原判決7頁6行目の「返済金額, 返済回数」を「返済期間及び返済回数」と改める。
- (5) 原判決7頁8行目の冒頭から同10行目の末尾までを次のとおり改める。

「また, 各回の返済金額については, 平成10年6月15日以降の個別貸付書面に「次回の返済予定額」が記載されるようになったが, 本件取引の貸付けが行われた期間を通じ, 「各回の返済金額」の具体的な記載はされていなかった。(乙1, 乙7の1～4, 乙10の1, 2, 乙25の1～3, 乙42の1～137, 乙43の1～259)」
- (6) 原判決7頁11行目の冒頭から同末尾までを削除する。
- (7) 原判決8頁8行目の「しかるに, 」から同13行目の「できない。」までを次のとおり改める。

「これを本件についてみると, 控訴人が被控訴人に交付した昭和62年9月22日付け限度借入基本契約書は「返済期間及び返済回数」並びに「各回の返済金額」の記載を欠いており, 個別貸付書面に返済予定期間, 返済予定回数が記載されるようになった平成14年10月1日までの間は, 各書面に「返済期間及び返済回数」の具体的な記載はされていなかった。また, 本件取引の貸付けが行われた期間を通じ, 各書面には「各回の返済金額」の具体的な

記載もされていなかった。この点、控訴人が被控訴人に交付した平成6年9月22日付け極度借入基本契約書には返済回数等の算出方法が記載され、また、平成10年6月15日以降の個別貸付書面には「次回の返済予定額」が記載されている。しかし、借主にとっては、最低返済額による元金の返済を続けるとした場合の各回の返済期日に支払うべき経過利息が分からないと、各回の返済期日に返済する総額が分からず、自己の負担している債務の内容や重さを認識することはできないと考えられるところ、借入れの都度、以後の返済によって減少する元本に対する各回の経過利息を算出することは一般の債務者にとって困難であること、そもそも17条書面に「利息の計算方法」とは別に「各回の返済金額」の記載が要求されていることを考慮すれば、上記のような記載をもって「返済期間及び返済回数」や「各回の返済金額」に準じた記載があったと解することはできない。」

- (8) 原判決9頁5行目の「、リボルビング払」から同13行目の「以上の観点からすると、」までを「からすると、貸金業者において安易にその要件を緩和する方向で解釈することは許されないというべきであり、」と改める。
- (9) 原判決9頁16行目から同17行目にかけての「本件取引の期間中において、」を「本件取引の貸付けが行われた期間において、」と改める。
- (10) 原判決9頁18行目の「その算出方法」を「返済回数等の算出方法」と改める。
- (11) 原判決9頁22行目の「支払期間の記載」を「これらの記載」と改める。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 高 田 健 一

裁判官 内 田 計 一

裁判官 中 丸 隆



これは正本である。

平成23年8月12日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 中 家 直 樹

